

ごみの焼却（野焼き）は禁止されています！

（一部の例外を除き、ごみは自ら焼却して処分することができません）



家庭ごみの焼却



家庭や自家消費農作物用の田畑から発生した枝・雑草の焼却



事業で発生したごみの焼却



ドラム缶、簡易焼却炉を使用した焼却
※その他、穴を掘る、ブロックを積むなどの焼却も含む

ごみは焼却せずに、市のごみ出しのルールに従って廃棄してください。
違反した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（16条の2）の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人にあつては3億円）以下の罰金に処せられることがあります。

例外となる焼却行為(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条)

次の焼却行為については、禁止の例外とされていますが、煙や臭いなどにより周辺住民の生活環境などに影響をおよぼすおそれがある場合は、例外となる焼却行為でも指導の対象となります。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 河川敷、道路側の草焼きなど
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害時の応急対策、火災予防訓練など
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 正月の「門松、しめ縄など」を焚く行事など
- 農業又は林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 焼き畑、畔の草や下枝の焼却など
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例) 落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど
- 基準(※)を満たした焼却炉を使用した焼却
(※) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7、環境大臣の定める焼却の方法(炉内と外気が接することなく800度以上の状態で焼却できること等、詳細は生活環境課までお問い合わせください)
(※) 一定以上の焼却炉を使用する場合は、県への届出が必要となる場合があります。(届出先：西三河県民事務所豊田加茂環境保全課(0565-32-7494))

ごみの焼却によって発生する煙や臭いで困っている人がいます。
また、ごみの焼却は、火災の原因につながることもあります。
やむを得ず焼却する場合も、火の管理を行い、風向きや時間帯などに配慮して、周りの生活に影響を与えないようにお願いします。

問合せ先 みよし市役所生活環境課(0561-32-8018)